

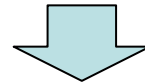
介護保険サービス事業に関する 基準の条例制定について

仙台市健康福祉局高齢企画課
介護保険課

1. 条例委任に至る経緯について

● 国の「地域主権改革」関連法の成立

- ① 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）
- ② 介護サービス基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）



- ◆ 地方自治体に対する義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大
 - ◆ 介護保険施設等の人員、設備及び運営に関する基準の条例委任
- ※ これまでは法令による全国一律の基準



平成25年3月31日までに条例を制定し、
平成25年4月1日から施行することに

2. 条例制定に関する国の基準の類型と定義 (地方分権改革推進計画〔H21.12.15閣議決定〕より)

① 従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

② 標準とすべき基準

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの

③ 参酌すべき基準

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるもの

3. 条例化が必要とされる基準

【介護保険法に基づく基準】

- ① 指定居宅サービスに関する基準 } 資料6-1
- ② 基準該当居宅サービスに関する基準 } 資料6-1
- ③ 指定地域密着型サービスに関する基準 資料6-2
- ④ 指定介護老人福祉施設に関する基準 資料6-3
- ⑤ 介護老人保健施設に関する基準 資料6-4
- ⑥ 指定介護療養型医療施設に関する基準 資料6-5
- ⑦ 指定介護予防サービスに関する基準 } 資料6-6
- ⑧ 基準該当介護予防サービスに関する基準 } 資料6-6
- ⑨ 指定地域密着型介護予防サービスに関する基準 資料6-7

【老人福祉法に基づく基準】

- ① 養護老人ホームに関する基準 資料6-8
- ② 特別養護老人ホームに関する基準 資料6-9

【社会福祉法に基づく基準】

- ① 軽費老人ホームに関する基準 資料6-10

4. 指定居宅サービスに関する基準の類型

【指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準】

① 従うべき基準

- ・ 指定居宅サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数
- ・ 指定居宅サービスの事業に係る居室、療養室及び病室の床面積
- ・ 指定居宅サービスの運営に関する事項であって、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

② 標準とすべき基準

- ・ 指定居宅サービスの事業に係る利用定員

③ 参酌すべき基準

- ・ ①及び②に掲げる基準以外の基準

※具体的項目等は、別添資料6参照

5. 指定地域密着型サービスに関する基準の類型

【指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準】

① 従うべき基準

- ・ 指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る基準及びその員数
- ・ 指定地域密着型サービスの事業に係る居室の床面積
- ・ 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員
- ・ 指定地域密着型サービスの事業の運営に関する事項であって、利用又は入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

② 標準とすべき基準

- ・ 指定地域密着型サービスの事業（認知症対応型共同生活介護、複合型サービス）に係る利用定員等

③ 参酌すべき基準

- ・ ①及び②に掲げる基準以外の基準

※具体的項目等は、別添資料6参照

6. 指定介護老人福祉施設に関する基準の類型

【指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準】

① 従うべき基準

- ・ 指定介護老人福祉施設に従事する従業者及びその員数
- ・ 指定介護老人福祉施設に係る居室の床面積
- ・ 指定介護老人福祉施設の運営に関する事項であって、入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

② 標準とすべき基準

(なし)

③ 参酌すべき基準

- ・ ①に掲げる基準以外の基準

※具体的項目等は、別添資料6参照

7. 条例の形式

- ◆ 指定居宅サービスに関する基準その他の介護保険法に基づく基準の条例化は、現行の仙台市介護保険条例の改正により実施。
- ◆ 養護老人ホームの基準その他の老人福祉法又は社会福祉法に基づく基準の条例化は、新条例制定により実施。

8. 検討の方向性

- ◆ 検討の基礎は、現行の厚生労働省令で定める基準。
- ◆ 検討の視点は、①適正な事業運営の確保、②第5期事業計画等を踏まえたサービスの質と量の確保、③本市特有の事情の有無などを総合的に勘案し、事業者、市民、市議会及び仙台市介護保険審議会の意見を踏まえながら、現行基準の変更の要否を判断。

9. 検討スケジュール

○ 平成24年

- ・ 8月1日 平成24年度第1回介護保険審議会
- ・ 9月初旬（予定） 第2回介護保険審議会
- ・ 9月上旬～10月上旬 パブリックコメント
- ・ 11月上旬（予定） 第3回介護保険審議会
- ・ 年内 条例案市議会上程

○ 平成25年

- ・ 4月1日 条例施行

10. 個別の論点①

【①文書の保存期間】

〈論点〉

サービス提供記録、従業者の勤務記録及び介護給付費の請求明細について、文書の保存期間をどうすべきか。

(1) 現状

- 現行の「保存すべき記録等」の種類及び期間については、次頁の表のとおり。

10. 個別の論点①

【表：現行基準における「文書の保存期間」】

〈厚生労働省令〉

保存期間	保存すべき記録等
2年	①各サービスのサービス計画書
	②サービス提供記録
	③利用者が指示に従わなかった場合の市町村への通知に関する記録
	④苦情の内容等の記録
	⑤事故が発生した場合の事故状況及び事故に際して採った処置についての記録

【従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録】

保存期間の規定はないが、各事業所において整備しておかなければならないこととされている。

10. 個別の論点①

【①文書の保存期間】

(2) 課題

- 事業者が不適正な介護報酬を受け取ったことが明らかになったとき、市はその介護報酬の返還請求をすることになる。
- 返還請求の時効は、地方自治法により事業者が介護報酬を受け取ってから5年。これに対して、各種文書の保存期間は2年となっている。
- このため、監査を実施しても事業所に検査に必要な文書が残されておらず、不適正な介護報酬の返還を請求できない場合もあり得る。
- そこで、返還請求において特に必要となる、サービス提供記録・従業者の勤務記録・介護給付費の請求明細等の文書の保存期間について、検討する必要があるのではないか。

10. 個別の論点②

【②介護老人福祉施設における居室あたりの定員】

〈論点〉

従来型介護老人福祉施設の居室定員をどうするべきか。

(1) 現状

- 昨年の省令改正により、ユニット型個室ではない従来型介護老人福祉施設の居室定員が4人以下⇒1人となった。
(平成24年4月1日施行。但し条例制定までの経過措置あり。)
- しかし、その中で既存の従来型施設に対しては経過措置があり、居室定員は引き続き4人以下とされる。

10. 個別の論点②

【②介護老人福祉施設における居室あたりの定員】

(2) 課題

- 現在の本市における公募の際の要件としては、全室個室ユニット型による整備を基本としながらも、定員30名以上の施設（広域型）では、従来型とユニット型を同一建物内で一体的に運営する場合に限り従来型（居室定員4人）の整備を認めているが、居室あたりの定員を現行の国基準どおりとすると、従来型の整備はできなくなる。
- 平成24年度介護報酬改定においては、本年4月以降に整備される多床室の報酬は、概ね3%減※となった。
 - ※ ユニット型個室では、概ね現状維持。
- さらに、国の審議会では今後、ユニット型個室＞従来型個室＞多床室となるよう報酬水準を適正化するとされており、今後も多床室の報酬が下がる可能性がある。
- このような中、居室定員についていかに考えるべきか。